

M E L ジャパン 生産段階認証基準、認証指針、審査項目

平成 20 年 3 月 21 日採択

平成 22 年 1 月 14 日改正

平成 25 年 3 月 28 日改正

マリン・エコラベル・ジャパン協議会

1. 審査の目的

古くから日本の漁業者は地域や全国をカバーする管理組織に所属し、環境に配慮し資源の将来を見つめながら話し合いの中から地域漁業の実態に即した現実的な資源管理型漁業に取り組んできた。このような日本型の漁業管理は、漁業権・漁業許可制度を基本とした「漁業法」・「水産資源保護法」による入口規制を基礎に、漁獲の上限を定めることによって資源の保存・管理を図る T A C 制度の導入、さらには、「資源回復計画」を作成し漁獲努力量の上限を定め管理する T A E 制度等により補完され、2001年に成立した「水産基本法」では、水産資源を適切に管理するとともに増殖及び養殖を推進しその持続的利用をはかるためには漁獲量や漁獲努力量を積極的に管理することとされている。そして、「水産基本法」に基づき策定された「水産基本計画」でも、水産物の安定供給の確保に関する施策として水産資源の適切な保存管理、水産動植物の増養殖の推進、水産動植物の生育環境の保全改善が示されている。その展開のためには科学的データに基づいて資源評価を行うことが必要とされ、資源評価は(独)水産総合研究センターと都道府県の水産試験場等の公的機関が連携し各種調査を行い、水産庁や関係団体の参集した会議でまとめられ、その資源評価に基づき漁獲量や漁獲努力量が管理されている。また、積極的に水産資源を増大させる手法である栽培漁業に関しては、「沿岸漁場整備開発法」で、国及び都道府県は、特定水産動物育成事業及び放流効果実証事業の実施を漁港漁場整備事業の実施及び水産動植物の種苗の生産施設の整備運営と併せて推進することにより、栽培漁業の振興に努めなければならないとされ、「水産基本法」においても、国は、環境との調和に配慮した水産動物の種苗生産及び放流の推進その他必要な施策を講ずることとされている。さらに、「沿岸漁場整備開発法」においては、国は、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」を策定し、都道府県は、この方針に調和した「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」を定め、国と都道府県が一体となり栽培漁業を推進することとしている。

このような日本型の漁業管理制度により水産資源の持続的利用や生態系の保全を図るための資源管理活動を積極的に行っている漁業者の取り組みを評価することを審査の主目的とする。

2. 認証基準、認証指針、審査項目及びガイドライン

MEL ジャパンは漁業者の取組みを評価、審査するにあたり、FAOが2005年に定め、2009年に改訂した水産エコラベルガイドラインに準拠し、

- I. 管理体制に関する要件(確立された実効ある管理制度の下で漁業が行われていること)
- II. 対象資源に関する要件(対象資源が持続的に利用される水準を維持していること)
- III. 生態系への配慮に関する要件(生態系の保全に適切な措置がとられていること)

の3つの要件を基本とする認証基準を定め、さらにそれらを適用するための技術的な指標として認証指針を定めた。審査項目は実際に審査を行う場合のチェック項目である。審査機関は認証する申請者の特性に応じ、適切な審査項目を選択しガイドラインを設定し評価を行うことになる。ここではガイドラインの案を示している。

尚、当該基準はFAO水産エコラベルガイドラインや国の水産基本計画等が改訂された際には、適宜見直すことができる。

3. 評価の基本的考え方

◎審査に際しては、審査の対象となる魚種を明確にする。「MELジャパン 生産段階認証基準、認証指針、審査項目」における「考慮対象魚種資源」とは、審査の対象となる魚種の資源を指す。

◎認証指針の内容は基本的なものであり、法や規則の遵守等の必須項目以外は要求される内容の達成度を評価の基本とする。

◎認証指針の必須項目 1. 漁業許可の取得 2. 資源管理体制の存在 3. 対象資源の科学的調査の実施 4. 漁獲量管理のモニター 5. 海上汚染の防止や廃棄物等の海上投棄防止に係る法や規則の遵守。

◎認証指針の認識や認証指針に沿った取組み内容の説明ができるレベルであることを達成度の最低レベルとし、積極的に取組んでいる場合や、更に先進的な取組みなどを行っている場合はより高いレベルとして評価する。

◎改善策等により最低レベルを満たし資源管理への積極的な活動が示される場合は評価できるものとする。

◎「考慮対象魚種資源」に関する具体的な情報がない場合、その「考慮対象魚種資源」に深刻な悪影響を与えるリスクが低い漁業については、類似した魚種資源に基づいた一般的証拠を利用できる。ただし、漁獲圧の高い漁業の持続可能性を確実なものとするためには、リスクが大きいほど多くの具体的証拠が必要になる。

◎魚種資源の現状と傾向を判断するために、適切な国際基準と慣習に従って、適正なデータや情報が収集・保持・評価されていること。これには、その有効性を客観的に実証できる場合に限り、関係する伝統的な漁師や共同体の知識を含むことができる。

◎魚種資源の現状と傾向を評価する方法の多くは、先進国の大規模漁業でよく使用されているような高度に定量的で大量のデータを必要とするアプローチを欠いている。魚種資源の評価にあまり精巧でない方法を使用していても、その漁業をエコラベルの認証対象から排除することはない。ただし、そのような方法を利用することで、「考慮対象魚種資源」の状況に関する不確実性が増す場合においては、その魚種資源を対象とする漁業の管理に一層の予防的アプローチが必要となり、その魚種資源の利用レベルを下げることを余儀なくされる場合がある。小規模漁業や経済的価値の低い漁業において一般的に使用されている様々な管理手段は、魚種資源の現状に関する不確実性があっても、魚種資源の保護に適したレベルを確保しうる。すぐれた管理実績に関する過去の記録は、管理手段および管理システムの妥当性を支持する証拠とみなすことができる。

◎審査の対象となる漁業の審査項目が継続的に評価され、漁業の持続性に対する悪影響があれば、改善される体制があることを確認する。

MEL ジャパン 生産段階認証基準、認証指針、審査項目

要件	認証基準	認証指針	審査項目	ガイドライン（例）
I 管理体制に関する要件 （確立された実効ある管理制度の下で漁業が行われていること）	①漁業許可の取得審査	(1) 国や県による漁業法に基づいた漁業権、漁業許可等を取得し、審査・更新が適切に行われていること。 (2) 漁協等にあつては、組合員の資格審査や管理を行っていること。 (3) 漁業の実態等が把握されていること。	①-(1) ①-(2) 1. 許可内容等 ア. 許可の取得状況 ①-(3) 1. 漁業実態 ア. 漁業の概要 イ. 漁具・漁法 ウ. 漁獲量・漁獲努力量 エ. 漁業形態及び経営の現状 オ. 消費と流通の現状	①-(1) ①-(2) 1. 許可制度に基づく許可を取得し許可の審査や更新が適切に行われている。(関係法規、許可証、漁船原簿など) ①-(3) 1. 漁業実態の把握 ア. 漁業概要について確認できる。 イ. 漁具・漁法について確認できる。 ウ. 漁獲量・漁獲努力量、漁業形態及び経営の現状、消費と流通の現状について確認できる。
	②資源に関する規制、取決め等の遵守	(1) 資源を管理する規制、取決め等が遵守されていること。 (例)「水産基本計画」 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」 (2) 資源の管理が予防的に行われていること。	②-(1) 1. 規制、取決め等の遵守 ア. 資源管理等の現状 イ. 適切な保護及び管理手段を決定する際に考慮した管理当局とその概要 ウ. 主な資源管理措置 エ. 遊漁の現状 オ. 資源の積極的維持増大措置 カ. 漁場環境の保全措置 キ. 予防的な管理措置 2. 遵守状況	②-(1) 1. 2. 資源管理措置等の取決め等の遵守 ア. 当該漁業が取り組んでいる資源管理措置があり内容が確認できる。 イ. 資源管理措置を遵守する実効ある管理制度がある。 ウ. 資源管理措置を遵守していない場合にとられる措置がある。
	③関係者への啓発・普及活動	(1) 漁業者を含む関係者が、資源管理制度や資源管理体制(組織)を認識していること。	③-(1) 1. 漁期前説明会等での周知 ア. 説明会の内容等	③-(1) 1. 漁期前の出漁説明会等で資源管理制度や資源管理体制(組織)を

要件	認証基準	認証指針	審査項目	ガイドライン（例）
II 対象資源に関する要件 （対象資源が持続的に利用される水準を維持していること）	①資源管理の確立及びモニター	<p>(1) 資源を利用する地域あるいは広域的な協力体制による資源管理体制（組織）が構築されていること。漁獲可能量（TAC）制度、漁獲努力量（TAE）管理制度及び資源回復計画等が実行されている場合は、適切に実施されていること。または、上記に準じた資源管理措置が実施されている場合は、その内容が適切であること。</p> <p>(2) 必要に応じて、資源を保護する措置又は準ずる措置等の有効性が科学的、または経験的に証明され、講じられていること、また適切に履行されていること。</p>	①-(1) ①-(2) 1. 資源管理体制（組織）、資源回復計画、TAC制度、TAE管理制度等について ア. 制度概要 イ. 管理コスト等 2. 資源管理等 ア. 資源管理の方策 イ. ABCの算定 ウ. ABC以外の管理方策の提言 3. 漁獲量の推移と資源回復の必要性 ア. 漁獲量の推移 イ. 資源回復の必要性 ウ. 資源回復計画の対象水域 エ. 資源回復計画の対象船及び取組の区分 4. 資源回復のために講じる措置 ア. 休漁等の実施状況 イ. 減船の実施状況 ウ. 改良漁具等導入の実施状況 エ. その他の措置（資源維持増大等） オ. 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置 カ. 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策 キ. 資源回復計画実施に伴う進行管理	周知している。 ①-(1) ①-(2) 1. 漁業者協議会、漁業調整委員会等による資源管理体制（組織）の概要、資源回復計画、TAC制度、TAE管理制度が実行されている場合はその概要を確認できる。管理にかかる経費や人員等のコスト負担状況を確認できる。 2. 資源管理の方策、ABCの算定、ABC以外の管理方策の提言等の内容を確認できる。（資源評価書、資源回復計画、その他の科学的資料） 3. 4. 資源回復計画 ア. 漁獲量の推移と資源回復の必要性、対象水域、対象船及び取組の区分、講じる措置を確認できる。 イ. 休漁・減船等の実施状況、改良漁具等導入の実施状況を確認できる。 ウ. 漁獲努力量の削減措置及びその効果についての公的担保措置（実行性を担保するための許可の制限や条件等の規制）があればその内容、漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策があればその内容、その他の支援措置があればその内容を確認できる。

		<p>(3) 違反漁具の不使用や、網目規制等について検査が行われ、担保されていること。</p> <p>(4) 漁港等における水揚量を的確に把握、確認できること。</p> <p>(5) 資源管理体制が定期的にモニターされ、的確に実施されていること。</p>	<p>ク. 資源回復に対する自主的取組み</p> <p>5. 計画の効果</p> <p>①-(3)</p> <p>1. 違反漁具の不使用、網目規制等の検査実施体制 ア. 漁具の仕様と検査体制 イ. 不使用についての説明</p> <p>①-(4)</p> <p>1. 水揚港、市場等 ア. 漁港、市場の実態 イ. 水揚げの実態 ウ. 水揚量管理の実態</p> <p>①-(5)</p> <p>1. モニターと実施状況 ア. 毎年の資源管理の実態</p>	<p>エ. 資源回復計画の適切な実施に伴う進行管理が確認ができる。</p> <p>オ. 資源回復に向けた自主的取組みが行われていればその内容が確認できる。</p> <p>5. 資源回復計画による効果について確認できる。</p> <p>①-(3)</p> <p>1. 違反漁具の不使用、網目規制等の検査実施体制 ア. 漁具の仕様と規制の検査体制について確認できる。 イ. 違反漁具を使用していないことについての確認できる。</p> <p>①-(4)</p> <p>1. 水揚港、市場等の説明 ア. 漁港や市場の水揚げ実態や状況について確認できる。 イ. 水揚量の管理方法等について確認できる。</p> <p>①-(5)</p> <p>1. 資源管理のモニターと実施状況について毎年の資源管理の実態について確認できる。</p>
②記録の保管及び外部公表		<p>(1) モニターの記録が保管され、関係者が閲覧できること。記録類は少なくとも5年間（認証有効期間）は保持されること。</p> <p>(2) 漁獲成績報告書等が、一定期間内に提出され、集計、取りまとめの記録が保管されていること。</p>	<p>②-(1)</p> <p>1. 保管、閲覧体制 ア. 保管状況</p> <p>②-(2)</p> <p>1. 保管、閲覧体制 ア. 漁獲成績報告書の制度概要と保管状況について</p>	<p>②-(1)</p> <p>1. 漁獲量資料の保管、閲覧体制について確認できる。</p> <p>②-(2)</p> <p>1. 漁獲成績報告書の制度概要と保管状況について確認できる。</p>

		(3) 資源管理体制(組織)の内容が、ホームページやパンフレット等の一般的情報媒体により公表されていること。	②-(3) 1. 公表体制 ア. ホームページ イ. パンフレット	②-(3) 1. 漁業者協議会、漁業調整委員会等による資源管理体制(組織)の内容が公表されている。
	③関係者への啓発・普及活動	(1) 漁業者を含む関係者が、資源管理制度や資源管理体制(組織)を認識していること。	③-(1) 1. 漁期前説明会等での周知 ア. 説明会の内容等	③-(1) 1. 漁期前の出漁説明会等で資源管理制度や資源管理体制(組織)を周知している。
要件	認証基準	認証指針	審査項目	ガイドライン(例)
Ⅲ 生態系への配慮 (生態系への保全に適切な措置がとられていること)	①資源の生態学的視点からの研究	(1) 資源評価対象生物及び生態系の科学的な調査が、実施されていること。	①-(1) 1. 資源評価について ア. 資源評価の実施体制概要 2. 資源生態 ア. 分布・回遊 イ. 年齢・成長 ウ. 成熟・産卵 エ. 被捕食関係 3. 資源の状態 ア. 資源評価の方法 イ. 資源量指標値の推移 ウ. 漁獲物の年齢組成 エ. 資源の水準・動向 4. 資源の特性と資源水準の現状等 ア. 資源の特性 イ. 資源水準の現状 ウ. 当該資源を漁獲することによる生態系への影響 5. 資源の維持増大のために実施されている関連事業が生態系に与える影響 ア. 資源水準及び環境収容力に応じた合理的な放流計画と放流効果の	①-(1) 1. 2. 3. 4. 資源の生態学的研究と資源評価の実施 ア. 当該資源の分布と回遊、年齢と成長、成熟と産卵、被捕食関係について確認できる。 イ. 当該資源の資源評価の方法、資源量指標値の推移、漁獲物の年齢組成、資源の水準・動向について確認できる。

			<p>把握</p> <p>イ. 疾病防止のための種苗の飼育管理</p> <p>ウ. 当該事業の安定的な実施体制</p> <p>エ. 環境収容力及び遺伝的多様性への配慮</p> <p>オ. 以上の観点を考慮した対象生物と生態系のモニタリング</p>	
②環境負荷軽減に対する取組み、調査	<p>(1) 法令による漁船の廃棄物の排出規制が遵守されていること。</p> <p>(2) 汚染物質等の総量規制が行われている漁場にあつては、漁場環境調査、汚染物質等の調査が行われていること。</p>	<p>②-(1)</p> <p>1. 排出規制</p> <p>ア. 排出規制の概要</p> <p>イ. 船上での対応状況</p> <p>ウ. 陸上での対応状況</p> <p>②-(2)</p> <p>1. 公的機関による調査状況</p> <p>ア. 調査状況</p>	<p>②-(1)</p> <p>1. 排出規制の説明</p> <p>ア. 関係法規等による排出規制の概要が確認できる。</p> <p>イ. 船上での対応状況について確認できる。</p> <p>ウ. 陸上での対応状況について確認できる。</p> <p>②-(2)</p> <p>1. 公的機関による調査状況について確認できる。</p>	
③環境保全への取組み	<p>(1) ゴミ等の海上投棄防止を積極的に推進していること。</p> <p>(2) 漁業者や地域団体等が中心となって、藻場や干潟の維持管理、ゴミ回収や清掃など自然環境の保全に配慮し、漁港や海浜、漁場の水域環境保全を積極的に行っていること。</p> <p>(3) 放置漁具等の回収が行われていること。</p>	<p>③-(1)</p> <p>1. 海上投棄防止対応状況</p> <p>ア. 船上での対応状況</p> <p>イ. 陸上での対応状況</p> <p>③-(2)</p> <p>1. 自然環境保全対応状況</p> <p>ア. 活動状況</p> <p>③-(3)</p>	<p>③-(1)</p> <p>1. 海上投棄防止対応状況の確認</p> <p>ア. 関係法規等による排出規制の概要が確認できる。</p> <p>イ. 船上での対応状況について確認できる。</p> <p>ウ. 陸上での対応状況について確認できる。</p> <p>③-(2)</p> <p>1. 自然環境保全対応状況の活動状況について確認できる。</p> <p>③-(3)</p>	

		と。	1. 漁具逸失状況 ア. 逸失漁具の回収等の実態	1. 漁具逸失状況について逸失漁具の回収等の実態が確認できる。
④無用な漁獲等の軽減・回避	(1)無用な漁獲等の軽減・回避の努力がされていること。絶滅危惧種等の保存・保護への取り組みがされていること。		④-(1) 1. 無用な漁獲について実態状況 ア. 漁獲組成と個別種の生息状況 2. 無用な漁獲・捕獲の軽減・回避の取り組み ア. 漁具改良の実態 イ. 漁場選択 ウ. 絶滅危惧種等の保存・保護への取り組み状況	④-(1) 1. 無用な漁獲について実態状況の確認 ア. 漁獲組成と個別種の生息状況について確認できる。 2. 無用な漁獲の軽減・回避の取り組みの確認 ア. 漁具改良の実態が確認できる イ. 漁場、漁期選択について確認できる。 ウ. 絶滅危惧種等の保存・保護への取り組み状況について確認できる。
⑤関係者への啓発・普及活動	(1)漁業者を含む関係者が、資源評価対象生物の生態学的な視点からの科学調査や生態系の保全についての適切な措置を認識していること。		⑤-(1) 1. 漁期前説明会等での周知 ア. 説明会の内容等	⑤-(1) 1. 漁期前の出漁説明会等で資源評価対象生物の生態学的な視点からの科学調査や生態系保全についての適切な措置（海上投棄防止、放置漁具回収、無用な漁獲の軽減回避等）を周知している。